

共同所有規約（追加補足版）

第1条（目的）

本契約は、共有者が自家用航空機を自己の業務及び私的目的に使用するための共同所有及び運航方法を定める。

第2条（共有持分）

各共有者は別紙記載割合の持分を有する。各共有者は実体を伴う共有権を有する。

第3条（運航主体）

本機の運航主体は各共有者とする。成美トラスト株式会社は運航管理者ではない。

第4条（操縦士の選任）

共有者は自己の責任において操縦士を選任する。有償操縦は事業用操縦士に限る。自家用操縦士による操縦は無償とする。

第5条（費用負担）

共有者は実費のみ負担する。固定費は按分とする。
実費差額は修繕費と事務代行費に充当する。
共有運航に関し、当社は利益を取得しない。

第6条（貸渡運航の分離）

貸渡運航は共有運航と区別する。操縦士契約は利用者が直接締結する。
当社は操縦契約の当事者とならない。

第7条（責任の所在）

運航責任は当該共有者に帰属する。
成美トラストは事務代行責任のみ負う。

第8条（利益不取得条項）

共有運航に関し、当社は収益を得ないことを明示する。

2026年3月5日

東京都足立区入谷7-7-14

成美トラスト株式会社

代表取締役 佐久間哲也